

序 章

1. 計画策定の背景と目的

平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」）は、第 1 条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを目的としている。

東御市（以下、本市）は、古くは名馬の産地として、滋野一族をはじめとする有力武士が活躍し、江戸時代には北国街道の宿場町として田中宿・海野宿を中心に発展し、明治時代には養蚕業・蚕種業で大いに栄えた地域であった。中でも海野宿には、宿場町と養蚕・蚕種業で発展した当時の面影を残すまちなみが残されており、昭和 61 年（1986）に当時の建設省より「日本の道百選」に選ばれ、翌年昭和 62 年（1987）には、当時の文部省より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。その他、文化財に指定されていないものの、歴史的・文化的に価値のある資源が数多く存在している。

しかし、人口減少や少子高齢化、生活習慣の変化など、全国的な傾向は東御市にも表れており、担い手の減少や高齢化が進むとともに、地域からは「生活環境の向上」を望む声と「観光地としての機能強化」を望む声が出されており、今後どのようなまちづくりを展開していくのか、その方向性を定めることが求められている。

また、平成 16 年（2004）4 月に、旧東部町と旧北御牧村が合併して本市が制定され、地域としての一体感を醸成することが求められており、市全体の歴史の流れを整理する必要がある。

そのため、地域の歴史的資源の保存・活用を通じて、歴史・文化と一体となった周辺環境の整備に取り組むことが重要であり、歴史的風致維持向上計画の策定を通じて、歴史を活かしたまちづくりを推進していく。

2. 計画期間

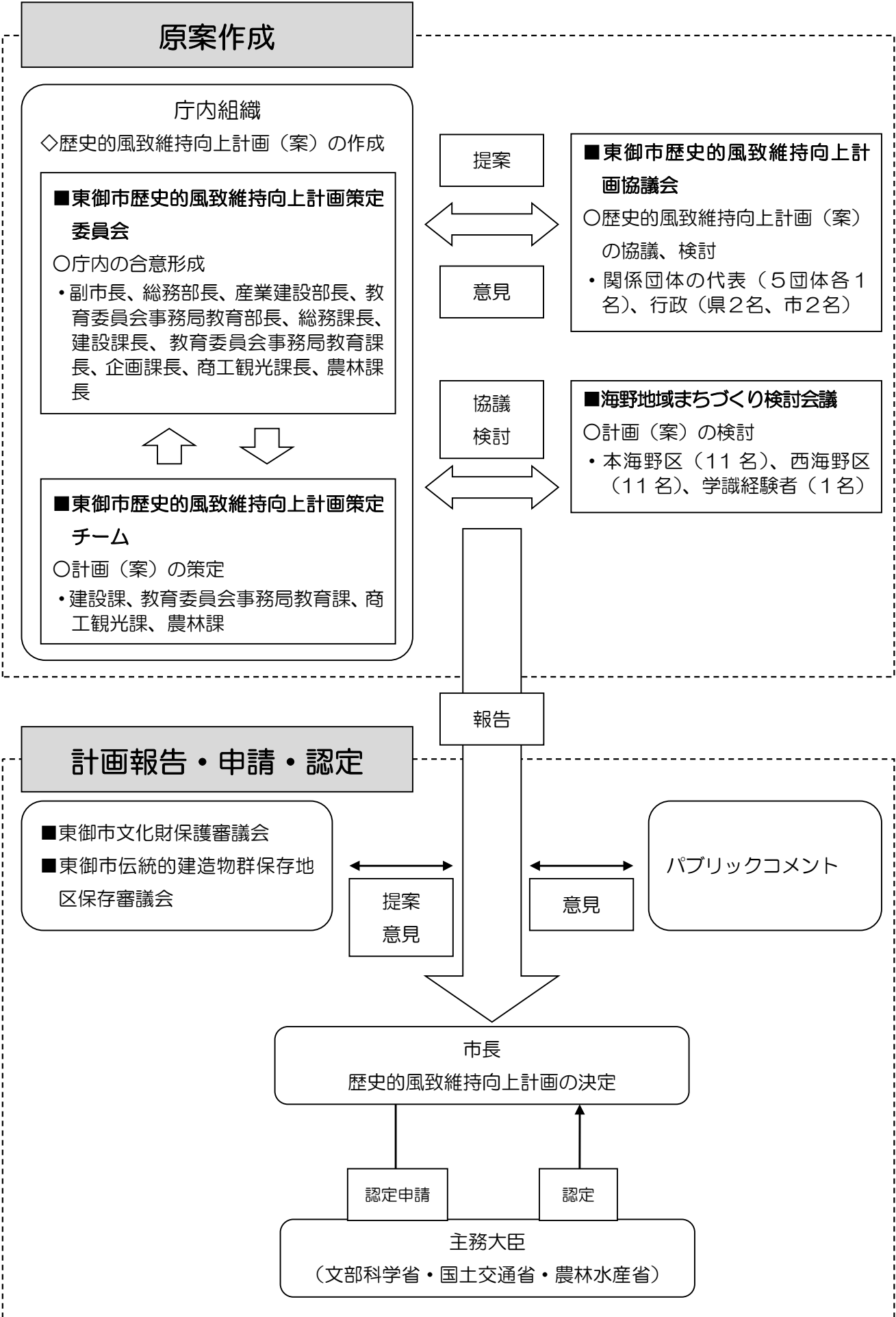
計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間とする。

3. 計画策定の経緯と体制

(1) 策定経緯

年・月・日	取り組み	内容
H23. 4.27	海野地域まちづくり検討会議 (第1回)	・ワークショップを通じて地域の良い点・改善すべき点について整理。
H23. 6. 1	海野地域まちづくり検討会議 (第2回)	・ワークショップを通じて今後の取り組み方針について整理。
H23. 6.16	東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会(第1回)	・計画策定状況の確認
H23. 9.22	海野地域まちづくり検討会議 (第3回)	・今後のまちづくりについての検討
H23. 9.29	東御市歴史的風致維持向上計画協議会(第1回)	・計画(案)の説明
H23.11.28	海野地域まちづくり検討会議 (第4回)	・計画(案)の説明
H24. 2.21	東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会(第2回)	・計画(案)の報告
H24. 2.16～ H24. 3.15	パブリックコメント	
H24. 2.24	東御市歴史的風致維持向上計画協議会(第2回)	
H24. 3.27	東御市文化財保護審議会	
H24. 3.30	東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会	
H24. 5.14	「東御市歴史的風致維持向上計画」の認定を申請。	
H24. 6. 6	「東御市歴史的風致維持向上計画」の認定	
H25. 3.22	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H26. 3.14	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H27.3.24	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H29.3.27	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H30.3.30	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	
H31.3.31	「東御市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出	

(2) 策定体制



（３）歴史的風致維持向上計画協議会

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 11 条 1 項に基づき、都道府県や地域住民等多様な主体の意見や意向を積極的に取り入れつつ、計画策定等に関する協議やその実施に係る連絡調整を行うことを目的に設置。

【構成員】

氏名・所属名・役職名等		備考
茂木 裕之	東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会	文化財所有者
関 理	海野宿保存会	学識経験者
宮下 知茂	東御市文化財保護審議会	
寺島 嘉仁	東御市郷土史研究会	市民団体代表
荻原 博行	東御市景観を考える会	
長野県上田建設事務所長		関係行政機関職員
長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長		
東御市都市整備部長		
東御市教育委員会事務局教育部長		

（４）海野地域まちづくり検討会議 （活動期間 平成 23 年 3 月～平成 28 年 7 月）

東御市歴史的風致維持向上計画を策定する上で、地域住民から見た歴史的風致に関する現状及び課題、今後の取り組み方針について協議することを目的に設置。

【構成員】

本海野区及び西海野区の役員、公募委員、区長推薦人、関係団体代表、学識経験者